

Title	日本準管区長P・ゴメスの強制改宗権論批判：「神学綱要」第一部・第六十八章
Sub Title	The comment of P. Gomez S. J., Viceprovincial of Japan, on the problem of forced conversion
Author	井出, 勝美(Ide, Katsumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.4 (1968. 3) ,p.101(661)- 110(670)
JaLC DOI	
Abstract	聖フランシスコ・ザビエルは、主君に対して家臣の絶対的服従と献身が要求された十六世紀日本の社会機構にいち早く着目して、いわゆる、上からの布教方法metodo verticalを採用した。しかして、爾後、来日したヨーロッパ人宣教師は、何れもこのザビエルの布教方針を継承した。所で、この場合、大名や領主を通じてキリスト教への強制的改宗が行なわれたのではなかつたのか?日本準管区長P・ゴメス(Pedro Gomez, S.J. 1535-1600在位 1590-1600)の「神学綱要」第一部・第六十八章は、この疑問に対する解答を与えるものである。St. Francis Xavier noted promptly the social organization of Japan in the 16th century, in which the absolute obedience of the vassals to their chiefs or daimyos (大名) had been accustomed to be required. And he adopted the so-called vertical method of mission: from chief to subjects. All missionaries who came to Japan afterward, followed continually this Xavier's method. Then, did not exist the peril of forced conversion through the chiefs or daimyos (大名)? P. Gomez S. J., viceprovincial of Japan (1590-1600), answers the question in his magnificent "Compendium Catholicae Veritatis", Pars I. Cap. 68. He treats this theme under the title, "Quando infideles gentiles possunt compelli ad fidem recipiendam. Cap. 68." He explains the different two opinions that existed in the Catholic Church: the one admits that it is legitimate to convert infidels by force of their Christian chiefs; according to other opinion, it is not at all legitimate to convert them in such a coercive way. P. Gomez qualifies the latter opinion as "verior et a nobis tenenda", proving its reasonableness in details in the " Cap. 68 ", above mentioned. He confirms his arguments based on the following authorities; S. Thomas, Thomas de vio Cayetanus, O. P., Duns Scotus, Francisco de Vitoria, O. P., I.Corinthians, C. 5, 12-13, Matthew, C. 10, 8-9, 14-15, Chrisostomus, the-decrees of Council of Trent, Ambrosius, and Augustinus etc.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680300-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本準管区長P・ゴメスの強制改宗権論批判

—「神学綱要」第一部・第六十八章—

井 手 勝 美

聖フランシスコ・ザビエルは、主君に対して家臣の絶対的服従と献身が要求された十六世紀日本の社会機構にいち早く着目して、いわゆる、上からの布教方法 *método vertical* を採用した。しかして、爾後、来日したヨーロッパ人宣教師は、何れもこのザビエルの布教方針を継承した。所で、この場合、大名や領主を通じてキリスト教への強制的改宗が行なわれたのはなかつたのか? 日本準管区長P・ゴメス (Pedro Gómez, S. J. 1535-1600 在位 1590-1600) の「神学綱要」第一部・第六十八章は、この疑問に対する解答を与えるものである。

と判断したからであつた。彼らは先ず第一に、布教活動の自由を保証する領主の裁許を獲得することに努力したが、その裁許に共通する内容は、全家臣に対する説教の聴聞を義務づけること、及び改宗と洗礼は各自の自由に任せることであつた。

一五七五年、某宣教師は、この上からの布教方法が「俗世を蔑視し、心からキリストに倣い、俗世の一切を抛棄する誓願者たる我々」の使徒的召命に基づくものであつたか否かを自問して、良心の糾明をなしたが、彼すら「土地の支配者たる王と諸侯の好意を先ず獲得することが、根本的且つ必要なことである。……それ故、もしこれに欠けるならば、神ならぬ我々人間として語る術は全くなく、いささかの収穫もあり得ないであろう」と自答したのであつた。要するに、領主の裁許なくしては、たゞえ家臣や民衆が希望しても、キリスト教徒となることは不可能なるが故に、この方法が、日本において見出され得る唯一の方法だと解したのである。

本史料を紹介する前に、キリストン時代におけるヨーロッパ人宣教師たちの強制改宗問題に対する態度を要約してみよう。

彼らは、家臣に対して信仰の受容を強制するために、この上からの布教方法を実施したのではなく、日本において使徒的活動を可能にし、それを実現するためには、それが唯一の可能な方法だ

つて、恐怖、威嚇、及び暴力によつて強制してはならぬ、家臣の信仰の自由は尊重されねばならぬという義務を有していた。

次に、彼らは日本において唯一の行動の規範であつた主君をキリスト教徒となし、主君の権威の力と、そのキリスト教的模範的生活によつて、家臣や民衆を帰服せしめようとした。即ち、彼らは上位者たる主君の影響力を利用しようとしたのである。

この場合、理論的には、ヴァリニアーノヒペシオの「服務規定」*Obediencias* 1580-1612において「領主がキリスト教徒となる場合、たゞえ領主の援助と好意を得て全家臣の改宗に慎重に努力すべし」とはあつても、熱意のあまり、家臣に対し暴力を行使するよう迫つてはならない。それから障害が生じないよう、万事、柔軟に、且つ穏やかに為されること。」が規定されており、又、「五九二年二月、同じくヴァリニアーノによつて開催された長崎における第一回日本イエズス会総會議 *Prinera Congregación de Japón*においても、この慎重さが同じ文面で以て裁決されてい

本史料は、日本準管区長ペトロ・ガメスが東インド巡察使A・ヴァリニアーノの命により、一五九三年一四年に著わした「日本人イエズス会士のためのカトリック教理綱要」第一部・第六十八章 *Compendium Catholicae Veritatis, in gratiam Japonicorum fratrum Societatis, Pars I. Cap. 68.* の抜粋である。本綱要是、日本人イルマンがコレジオにおいて最も長期に亘つて学んだ代表的な神学教科書であつた。

ガメスは、本綱要において、強制改宗問題に関する教会側の二種の見解を紹介している。即ち、第一の見解は、既に改宗した領主を通じて、いかなる手段に訴えても、異教徒に対して信仰の受容を強制するることは正当である。第二の見解は、信仰や受洗の授与を強制することは不当である。ガメスは後者の見解を、より真理にして、我々の支持されるべきものとし、その正当性の根拠を論証していく。

本文

要するに、理論的には、上述の如く、信仰の自由と慎重さが、宣教師に対しても規定されていたが、実際には、しばしばこの規定が遵守されなかつたのである。日本人をしてキリスト教に対する反感と嫌惡を抱かせた一原因は、このよつた宣教師たちの不當な、行を過ぎた行為—その場所は特に九州に限られたが—に由來するのであつた。

[f. 158 v.] *Quando infideles gentiles possunt compellit ad fidem recipiendam. Cap. 68 「異教徒は何時、信仰を受入れべく強制され得るか」第六十八章*

[] この問題に關しては二つの見解がある。第一は、キリスト教君主が、自己の臣下で成年に達した異教徒を威嚇によつて洗礼と信仰を受入れ、且つ、受入れた信仰を保持するよう強制して

も、彼は正直にして信仰に適つてゐるといつて見解である。この見解を、精妙博士スコトゥス *Scotus doctor subtilis* が、第四卷、第四章、問題第九², 4, dist. 4, q. 9, において述べており、又、ガブリエル⁽¹⁾ *Gabriel* が、第六回論、問題第一¹、疑問第五³, 4, dist. 4, q. 2, dubio 5. において述べてゐる。即ち、その理由は、かゝる改宗者は、心からいの、眞のキリスト教徒ではないにしても、彼らの譲られる宗派的偏見を自由とせんことをできなくなるところとは、彼らにとつて善めんになるが故である。更に、彼らの子供たちは、充分なる教育を受けるならば、三、四代のうちに真にキリスト教徒となるが故である。それは、権威の裏づけが与えられている。即ち、トリノン・公余議第四会期において、シセバートウス侯 *Sisebutus* が多数の異教徒をして信仰を受入れるよう強制したために、最も信仰篤き者と言われているからである。又、インノケンチウス三世 *Innocentius 3* が、エダヤ人に関する章の第四十五節 *de Judaean*, dist. 45 の中で述べ、かのトリエント公会議の教令を承認し、公布しているからである。⁵

第一には、信仰を受入れるために、戦争に訴えて、異教徒を強制することが正しいという見解もまた承認されてゐる。それは、先ず、かのルカ聖福音書第十四章「汝道及びま垣のもとに行か、人をして我が家に満つるまで入らしめよ。」に基づくものである。目的を命ずる者は、目的を達成するに必要な手段を命ずる（あるいは、少なくとも、宗全に抑えはしない）が故に、権威の裏づけ

が与えられるのである。しかし「汝は全世界に行きて、すべての被造物に福音を述べよ。」という、かのマルコ聖福音書最終章で明らかに如く、キリストは万人が信仰を支持するため、全世界に福音を宣布するよう教会の司牧者に命じてゐるのである。それ故、異教徒は、他の手段によつては信仰を抱くことを欲しないが故に、戦争に訴えても屈服せることを命じてゐるが、あるいは認めてゐる。更に、グレゴリオ⁽²⁾ *Gregorius* は、書簡集第一巻、書簡第七十九⁶ Lib. I. Epistolarum, epist. 79 において、[f. 186] キリスト教の名を戦争の勝利によつて弘めたためにゲナディウス *Genadius* を特に推挙してゐるが故に、それは権威の裏づけが与えられている。第三の理由は、異教徒が世俗的支配者に服従するよう、王が戦争によつて彼らを強制することができるのであるが、ましてや、王は異教徒が神に従うよう、戦争によつて強制することができるのであるのである。

より真理にして、且つ我々によつて支持されるべき第一の見解は信仰と洗礼を受けるために、このような異教徒を強制することは許されないと述べる所以である。即ち、これは、聖トマス *S. Thomas* の第一巻、第一一部、問題第十、第八項⁷, 2^a 2^{ae}, q. 10, art. 8 である。カエタヌス *Cayetanus* は同じ箇所において、又、スコトゥスは第四巻、第五章、問題第一、第十項⁸, 4, dist. 5, q. 1, art. 10 において、ビトリア⁽⁹⁾ *Vitoria* はイノセンティウス¹⁰の特別講義第一巻、第一一部、及び第四巻、第六章、問題第一¹¹ Relectione de Indis, 1^a 2^{ae}, 4, dist. q. 1 更に他の諸所にお

いて、その見解が種々の結論によつて解説されている。

第一の結論、上述の如き異教徒を、洗礼、あるいは信仰を受入れるべく強制すること、更に、このために、彼らに戦争を仕向けることは不正である。それは、第一に、以下によつて証明される。即ち、かのマルコ聖福音書最終章「汝ら、すべての被造物に福音を述べよ」から明らかな如く、全世界に福音を弘めるため、教会は主キリストによつて認められた権利を有してはいるが、かのパウロのコリント前書第五章「そはわれ、いかでか外（教会外）にある人を裁くことあらんや。汝らの裁くは内なる人にあらずや、けだし外にある人をば神ぞ裁き給うべき。」に明らかに如く、キリストは、自からの法によつて信仰と洗礼を受入れるよう全世界を義務づけてはいるが、教会の肢体が洗礼の結果生ずる前に、教会は人を裁き、罰し、更に強制する権利を有してはいない。以上の言葉によつて、信仰と洗礼を受入れるために、教会、及び教会の司牧者が全世界に福音を説き、これを宣布し、万人を説得することはできるが、彼らが受洗を欲しないならば、罰することはできない。しかしながら、我々は以下のことを承認する。即ち、異教徒がキリストによつて認められた権利を行使している説教者に対し、福音の宣布を妨害するならば、教会、及び教会の司牧者は、説教者が蒙むる不当な暴力と戦い、あるいは、不当を防ぐために、必要とあらば、戦争を行なうことによつて妨害を排除し得る。しかし、それにもかかわらず、異教徒が福音の宣布を妨害するのではなく、それを受入れることを欲しないならば、異教徒が洗礼

あるいは自分たちに提示された信仰を受入れることも、又そのような教理を聽くことも欲しないからといって、教会は彼らを罰することはない。勿論、キリスト教会は、自から自発的に信仰を受入れることを望む凡ての人を抱擁することによつて、自己自身を弘める権利、及び彼らを教会へ召す権利を有し、且つ、他の國家が保有している如く、教会に加えられた不当な暴力を防衛する権利を有するものであるが、しかしそれにもかかわらず、教会が異教徒に對し強制権を有するという理由はない。何となれば、神は人間を永遠の生命との関係において、人間自からの配慮の掌中に残し給うているからである。¹³

第二の理由は、「F. 186 v.」信仰を装い、罪を意識しつゝ近づく者に對して、洗礼を授けることは許されないからである。何とならば、その時、洗礼を受ける者が罪を犯す如く、洗礼を授ける者も罪を犯すからである。が、強制されて洗礼に与かる者は、信仰を装い、罪を意識しつゝ近づく者と見なさなければならぬ。従つて、かかる者は、そのような方法で洗礼を授けることは許されない。

第三の理由は、キリストは洗礼の司牧者に貧者を選び、暴力を行使する能力の所有者を選ばなかつたからである。キリストが彼らを宣教に遣わした時、彼らの為し得ることを命じたのである。即ち、信仰を受入れるよう強制することではなく、誘なうことを行ひたのである。キリスト曰く「汝ら病人をいやし、死人をよみがえらせ、癱病人を清くし、悪魔を追い払え。価なしに受けたれ

ば価なしに与えよ。金、銀を持つこと勿れ、または杖を携うること勿れ。」（アンブロシウス Ambrosius によれば、杖は強制権と見なしてよい¹⁴）「すべて汝らを受けず、汝らの言葉を聞かざる人あらば（キリストは、彼らに対し、暴力を振い、強制せよと語つてゐるのではなく）外へ立去り、彼らの頑迷の証拠として、汝らの足のぢりを払え。われ汝らに告ぐ、審判の日にあたりて、ソドマ人の地は、この町よりも忍びやすからん。」¹⁵と。あたかもキリストは、彼らの罪の罰は汝らに非ず、我が裁きに屢すると言つてゐるが如くである。見よ。我、汝らを遣わすは誠に狼あるいは猛き獅子にあらず、おとなしき仔羊の許にあり。クリソストムス Chrysostomus¹⁶はその箇所について、マテオ福音書詳解第三十四 hom. 34 in Matteum で、いみじくも以下¹⁷の如く詳解している。即ち、我々がこの福音宣布の方法を守るならば、神は嘉納し給いて我々は勝利を得るが、これを破るならば、我々は敗れる。それは、最後に、諸聖人の証言によつて承認されている。即ち、最初トリエント公会議第四会期において、そのように承認されており、以後、聖なる公会議は、何人に対しても信仰のために暴力の行使を命じてはいない。「神はかかる者に慈悲を垂れ給い、固くすることを欲し給うが故に。」それは、かくの如く、望まざる者は救われるべきではなく、望む者が救われるべきなるが故である。あたかも自己の自由意志によつて蛇に従つた者が罰せられる如く、神のために自発的に自己の心を改めることにより、すべての人は信仰によつて救われるからである。それ故、回心されるた

めには、暴力によらず、自由に、且つ強制することなく救われねばならない。同公会議の qui sincera の章、第四十五節、更にグレゴリウスは「誠実なる意図を以て、キリスト教外にある人々を正しき信仰へ導こうと欲する人々は、甘き言葉によつて導くべきであり、厳格さを以て臨んではならぬ。」と述べ、且つ、その他点、即ち、鞭打ちによつて信仰を強制するが如き宣教は前代未聞であると附言している。クレメンス三世 Clemens 3 もまた「何人も、不本意にして希望せれるユダヤ人を洗礼へ強制しないことを、我々は規定している。」又、以下の如く「キリスト教の洗礼を受けても、自發的にではなく、意に反して強制される者は、キリスト教の信仰の所有者とは考えられない」と述べた。¹⁸又、アンブロシウスは第七巻、第十章 Lib. 7, C. 10 において [f. 187] (キリストは) 執行されるべき権利の標章であり、且つ復讐されるべき憎しみの道具としての杖を携うることを許されなかつた。即ち(キリストが)信仰の種子をまくために彼らを遣わしたのは、強制するためではなく、教えるためであつたが故である。²⁰

[f. 187 v.] [] 我々は、第一の見解に對して以下の如ご回答すれば足りる。第一に、善が生ずるからといつて、惡をなしてはならぬと我々は言う。我々が異教徒を強制する権利を有しない時に、彼らを強制することは惡なるが故に、たとえ彼らの子孫が眞のキリスト教徒となるためであつても、彼らを強制することは行なわれるべきではない。トリエント公会議の条項に對しては、私は以下の如く述べたい。即ち、公会議はシセブートウスを最も信

仰篤き君主と称して居るが、それは彼が熱烈な信仰者であつて、異教徒に対する強制も信仰に対する熱意の故であり、彼の知識の故にではなかつたのである。ルカ聖福音書第十四章から引用した議論に対しても、アウグスチヌの言葉 *displacit* の章、第二十三、問題第四²¹ 23, q. 4 及び離教者についての章、第二十三、問題第二²² Cap. Schismatichi 23, q. 3 即ち、主キリストは、ルカ聖福音書第十四章のやへ前の箇所で、暴力なしに行なわれる異教徒の召命について語つて居る。即ち曰く「速やかに町の巷と辻とに行きて、貧窮、かたわ、めしいなる人々をここに伴い来れ。」と。信仰を決して受入れない異教徒、及び非キリスト教徒に対し、権力、又は強制が加えられることがないが、異端に対しても信仰に入るよう強制されることが分る。即ち「主よ、命じ給う」とくリスト教徒は、かかる支配権を有しないし、又特に、異教徒が信仰によつて神へ服従せしめられるよう強制する支配権を有しない。何となれば、神は人間を曰くの配慮の掌中に自由に委ねることを欲し給うたが故に、かかる支配権をキリスト教徒に与えることを欲し給わなかつたのである。

註

1 「日本準管区長イエズス会士ペドロ・ロメス著 日本人イエズス会士のためのカトリック教理綱要」 *Compendium catholicae veritatis, in gratiam Japoniorum fratrum Societatis IESU confectum, per Rdm Patrem Petrum Gomezium V. P. Societatis IESU in provincia Japanica, Biblioteca Vaticana, Reg. Lat., 426, ff. 11-430. かかる強制されるかに見えるほどの恩寵が与えられるかも知れないが。権威の裏づけに対しては、キリストは司牧者らに対し、万人をキリスト教徒となすように、従つて、万人を強制するようになら*

命じたのではなく、福音の宣布を命じたのであると、我々は言つ。福音を宣布するためには、彼らを強制することではなく、彼らに宣教することが必要なのである。もつとも、彼らが宣教を妨害したいと望むならば、我々は暴力によつて妨害を排除できるのであるが。グレゴリウスの権威に対しても、我々は以下の如く述べるが。ゲナディウスを推賞しているのは、彼が異教徒を強制したが故ではなく、多数の者が異端者であったローマ帝国の敵に對して懸命に戦つて居たが故である。第三の理由に対しても人の述べることは、ある君主は、戦争によつて他の君主の支配権か奪つた者を自己の臣下として服従せわせることが可能だが、キリスト教徒は、かかる支配権を有しないし、又特に、異教徒が信

P. Schütte は「十六世紀日本人イエズス会の教説のための

「[緒の教科書] Drei Unterrichtsbücher für japanische Jesuitenprediger aus dem XVI. Jahrhundert, AHSI, 8 (1939) 223-56. 〔此稿本を釋迦した〕 Alvarez Taradriz の解説、最も Valignano Adiciones, p. 560, n. 12 によれば、本稿本は一五九四年、天草で、日本語版は一六〇四年の発表されたに相違ない。保存された稿本は、数名の筆耕者による筆跡がされたものである、(ff. 206v-207) 〔此異筆たるふじゆる參照された〕 おも日本人は militari 〔軍人〕、militali 〔典型的な器用〕などを。 (f. 201v.) 内容は闇かの靈感の源泉は聖トマス (2-2, q.10, a. 8) 〔トマス〕トマス (トマス) 人に (トマス) の特別講義」 Selectio de Indis, 1, 2p. nn. 11-15) である。

著者はアハダルシト人、ア・ペルロ・コメバ、一五三五年生れ、一五五五年イロダベ金入翁 (トルカ) のコノシナにおける)、ボルトガルで哲學教授と「良心問題 (倫理神學) の教師」を勤め、一五八三年以来、一五九〇年以後、準管区長 (神學教授) 一六〇〇年没没。彼の遺稿 (前記の Schiitte の論文中の「著者」 der Verfasser の章 pp. 235-242. もろ詐細なもの) など、トマス・コム (トマス・コム) トマス・フランコ、Imagen da Virtude em o Noviciado da Companhia de Jesus no Real Collegio de Jesus de Coimbra em Portugal, vol. II, Coimbra 1719, pp. 513-51.

準管区長 (トマス・コム) は宗主教の種の解説を激しく批判したにもかかわらず (Jap. Sin., 11, II, f. 129) カトリックは彼に対する讐敵を抱いていた (Ibidem, 25, f. 48)。

題題第九 Quaestio 9 「ハダヤ人及び異教徒の小児は、親の意に反して受洗されるべきやしないか。」への解答は肯定的である。「小児に誤しては、神は親よりの大なる支配権を有す。」⁴ ベンヒュウバは「註解」 Scholion の中で、後年「マヌスが粗陋の註解で、更に明確に由て」の解説を解説している。⁵ Joannis Duns Scoti....opera omnia, 26 vols. Paris 1891-95. (此の命題集註解は vols. XVI-XXI)

3 「カドリール・ドーの命題集註解」 Commentarii Doctissimi in III. Sententiarum libros magistri Gabrieles Biel, Sacrae Theologiae doctoris profundissimi, Brixiae MDLXXXIII. 認題第五「異教徒の幼児は、親の意に反して受洗されねばならない。又、成人は受洗のために強制されねばならない。」への解答は、トマス第四公會議、及び、異教徒は「歸せらるべき」ことは、彼の誤かれの法を守ねんとはやむを得ない。pp. 110-113 ところ、やうな諸理由に基づいて、肯定的である。

4 「しかし、彼は久しき以前からキリスト教く強制されてゐた。(例えば、最も信仰篤いシャブエラウス侯の時代に行なわれたよつて) …」トマス第四公會議第五十七章、原文は G. D. Mansi, Sacrorum Conciliorum nova et amplissima collectio, vol. X, Firenze 1764, p. 633.

5 (トマス・ベジ(新羅教令集)の) 著書の而用文は、新版「新羅法典、リパルト・第1版、トマス・ルシウマニ・セラター監修……トマス・トマス・マルク補遺」 Corpus Iuris Canonici, ed. Lipsien secunda, post Aemilius L. Rictieri curas....instruxit Aemilius Friedberg, 2 vols. (Paris

prima. Decretum Magistri Gratiani. Pars secunda.

Decretalium Collectiones). Lipsiae 1922. を使用する。

後、略語 CIC を用へ。

「コダヤ人に関する章」 CIC, I, pp. 161-62. を用ひて、この人物は、インノケンチウス一世ではなく、グレゴリオ九世である。

6 ルカ福音書第十四章一一二一。

7 マルコ福音書第十六章十五。

8 „—” 史記「ハトハ教父文献集」 Migne, Patrologia Latina, vol. 77, cc. 529-30. によれば、書簡第七十九ではなく、第七十五である。原文は「グラチアーナ教令集」 CIC, I, p. 925 にある。

9 「異教徒は信仰へ強制されるべきであるか」は、第八条の表題である。トマス・デ・ヴィオ (カエタヌス) Tomás de Vio の註解は、特別の見解を何ら附加していない。

10 原文の箇所を決定することはできなかつた。第五章の問題第一は「聖役者の惡意は洗礼の賜物を妨げるか否か」を論じていふ。第十条は存在しない。

11 「マヌ人にについての特別講義」 Relectioes de Indis, Prima, 2 pars 「新世界の野蛮人がイペピト人の支配下に服へ得る、正しからざる理由について」。彼は我々の問題を nn. 3, 5-7, 11-15 で詳細に解説している。

12 ピートルの第一の引用文は、彼が一五三八一九年サラマンカで解説した「命題集第四の註解」 Commentaria in IV Sententiarum のことである。ピートルの著作が既に出版されていたかは不明であるが、ペーネ・コメバサ (マリヤ)

半島の諸大学に普及してゐた覚え書に依拠したものであつた。

13 ローラン前書第五章十一—十三。

CIC, I, p. 976. 所収の聖トマス・アモロシス S. Ambrosio の原文。

「教令集第一卷」 Decreti Secunda Pars の中では、XXIV, q. 1, C. XXVI. が、それに基づいてある。

14 ルカ福音書第十章八一九「病人をいやし、死人をよみたがふらせ、心の病人を清くし、悪魔を追い払ふ。価なしに受ければ価なしと与へよ。金銀またはせにを汝らの帯に持つひと勿れ。」及び十四—十五「すぐて汝らを受けず、汝らの言葉を聞かれる人に向かひては、その家または町を出でて、足のちりを払え。われ誠に汝らに告ぐ。審判の日にあたりて、ソドマ人とゴモラ人との地は、この町よりも忍びやすからん。」からの引用。

15 ルカ福音書から引用した「証拠」としては、第九章五「すべて汝らを受けたる人あらば、やの町を立ち去り、彼らに対する証拠として、おのが足のちりまで払え。」

16 „—” 史記「ギリシア教父文献集」 Migne, Patrologia Graeca, vol. 57, C. 389.

17 原文は、前掲書 G. D. Mansi, Sacrorum Conciliorum, p. 633. 引用文は、本書の原文そのまゝではない。即ち「しかし、聖なる公会議は、神は人にあわれむことを望み給い、固くすゑんことを望み給うが故に、何人に対しても暴力を以て信仰へ進めなことを命じてゐる。何となれば、義の完全な形式が行なわれるためには、かくの如く、嫌う者が救われるべきではなく、望む者が救われるべきなが故である。おたかも由から自由意志から蛇に従つた人が

滅び、神の召命の恩寵によつて田から心を改め、信ずる凡て
人が救われるが如く。それ故、暴力によつてではなく、自由
な、且つ任意の同意によつて回心するよう説得されるべくあり、
強制されぬべからざること。引用文は、ロマ書第九章十八
「やれば神は、お憐しみの人をおわれみ、お憐しみの人を
囲へし給うなり。」

18

CIC, I, p. 160. 最後の句はケンタリオではなく、パスカシ
オ司教 Pascasio のものである。

19

CIC, II, p. 774. ペーテル・コメスは「キリストの眞理」で
はなく「キリスト教の信仰」としてゐる。

20

前註13参照。

21

dispicet の章、CIC, I, pp. 917-19. 術取。

22

「離教者」と云ふの章 Ibidem, pp. 947-48.

23

Ecclesiastico, C. 15, v. 14. 本題題に關する聖アウグスチ
ヌスの見解を完全に説明するものは、イエズス会士・セナチ
ーノ「権位と仕事のための政治権力の行使に関する聖アウグス
チヌスの証」V. Monachino S. J. El pensamiento de S.
Agustín sobre el empleo de la fuerza política al servicio
de la religión. (トウガ・スチヌスの布教論に於けるアベペ
ア人の真諦) 改訂、Contribución Española a una Missio-
nología Agustiniana, Burgos 1955, pp. 86-100.)

訳註

(一) ガブリエル・ビール Biel, Gabriel 1418頃-95. ニイマンの
ペドラ神学者、十五世紀後半にわたり近代派の代表者。未完の
主著「オッカム命題集註解要集」により唯名論の普及に貢献
し、ルターにも影響を与えた。

日本進智区段・コメスの強制改宗権論批判

(二) シヤブースト Sisebutus (スィベトゥス Sisebuto) ?-621. スペイン西ゴート族の王。東ローマ皇帝ハクニウスの私継縁
結後の六一六年、ユダヤ人を迫害、一年の期限を以てキリスト
教への改宗、又は加辱刑を科した上、土地の放棄と財産没収を
命じた。ヤウニアの聖イシドーロ (San Isidoro de Sevilla 560
頃-636) もこの迫害を非難した。ハトヘ謹 “Astronomico”
を作つた。

(三) ゲナディウス Genadio de Marsella 在世紀後期のペニ
ラ哲学者、マルヤーノの師。主著は De Viris
Illustribus ある。

(四) カタリヌス Thomas de vio Cayetanus, O. P. 1469-
1534. マタリヤ生れの「カトリックの哲學家」
伝えた宗教改革時代最大のカトリック神学者。主著は「ニマス
神学大全註解」ある。

(五) フェリペ Vitoria, Francisco de, 1480/86-1546. ペペト
ノの神学者、フランシスコ・カルマンカ大学や十六世紀ヨーロ
ッパにおけるペドラ哲学研究の主要大學とした。又、自然法を
立脚して國際法、特に戰時法の普遍的原則を立てて「國際法の
父」と稱ね、クロチウスに影響を與へた。主著は Relec-
ciones Theologicas; De Indis et de jure belli relectiones
ある。

總 譜

本史料を一読して留意すべきかんじは以下との譜序である。
1、日本進智区段・コメスは、日本人神学生に於し、強制改宗

は不当であるといつ日本イエズス会の基本的見解を明確に教示

したこと。

一、彼は、異教徒に対する暴力の行使を禁止しているが、もし異教徒が福音宣布を妨害するならば、必要とあれば、我々は暴力によつて、その妨害を排除し得るとの権利は留保していること。

二、彼は異教徒に対する強制改宗の不当なる所以を論証しているが、異端者に対する暴力による強制復帰の正当性を承認していること。従つて、当時、ローマ・カトリック的社會集団が一度び確立されるや、同集団内においては信仰の不自由が必然的に実現し、真理の独占を確信する正統派により異端派に対する断罪が行なわれること。

三、彼は異教徒に対する強制改宗の不当なる所以を論証しているが、異端者に対する暴力による強制復帰の正当性を承認していること。従つて、当時、ローマ・カトリック的社會集団が一度び確立されるや、同集団内においては信仰の不自由が必然的に実現し、真理の独占を確信する正統派により異端派に対する断罪が行なわれること。

四、キリストian史と、トリニティ公会議との具体的関連が明らかにされてゐること。

五、キリストian史上における強制改宗問題は、東西両インド及びアフリカの諸布教地のそれとの比較研究を今後必要とするこ

ものである。

本史料は、ローマ・グレゴリアン大学布教学教授神学博士ロペス・ガイ師著「十六世紀キリストian史上の洗礼志願期」*Jesús López Gay, S. J., El Catecumenado en la Misión del Japón del S. XVI. Roma, 1966, Cap. II. Apéndice, pp. 137-41.* の紹介である、訳者は、本書の邦訳許可を執筆者の権利を発表した